

第81回（令和3年度第2回）さいたま市男女共同参画推進協議会会議録

- 1 日 時 令和3年7月12日（月）14時00分～15時50分
- 2 会 場 さいたま市役所本庁舎 特別会議室
- 3 出席者 【委員】田代会長、飯島委員、堀越委員、南委員、吉田委員、猪木委員、白石委員、溝口委員、山崎委員、宇田委員、倉岡委員、宮嶋委員、荒井委員、織田委員  
 【事務局】新藤人権政策・男女共同参画課長  
 山口男女共同参画推進センター所長、沼田主査、播磨主任
- 4 欠席者 【委員】濱田委員、竹内委員、岩見委員、鈴木委員、田中委員
- 5 会議の詳細

1 開 会	14時00分、第81回（令和3年度第2回）さいたま市男女共同参画推進協議会を開会した。
定足数の確認	（事務局） 本協議会委員総数19名のうち14名の出席により、本協議会規則第3条第2項に規定する「委員の過半数」を満たしていることを確認した。
傍聴者の確認	本会議の傍聴者はいないことを確認した。
資料の確認	配布資料について不足がないか確認を行った。
2 あいさつ	（田代会長） 皆様にはお集まりいただき、感謝する。本日は外部評価のヒアリングを行う。本日の対象は、基本計画の「目標IV男女が仕事と家庭生活の両立をすすめるまちづくり」の「2多様なライフスタイルに対応した子育て・介護者支援策の充実」の事業であり、子育て等を中心とする内容になっている。6月に国会で改正育児・介護休業法が成立したところであるが、ある新聞記事によると、OECD（経済協力開発機構）の調査では、世界の中でも日本の男性の育児休業制度はとて内容が充実している、とされている

<p>3 議題</p> <p>(1) 協議事項</p> <p>①外部評価に伴う ヒアリングの実施</p>	<p>が、内閣府の調査では、4割の男性が「育児休業を取得するつもりはない」、さらに、「1ヶ月未満で育児休業を取得」と回答した人を含めると7割になる、という結果が掲載されていた。このような状況を変えるためには、どのような課題があるのかということ意識しながらヒアリングに臨みたいと思う。</p> <p>限られた時間ではあるが、今回は委員の皆様から質問があった全ての事業をヒアリングの対象とすることとなったため、皆様から率直なご意見・ご質問をお願いしたい。</p> <p>(事務局)</p> <p>これより議題に入る。本協議会規則第3条の規定により、議長を田代会長をお願いしたい。</p> <p>(田代会長)</p> <p>協議事項①「外部評価に伴うヒアリングの実施」についてであるが、ヒアリングの進め方について事務局より説明をお願いする。</p> <p>(事務局)</p> <p>「外部評価に伴うヒアリングの実施」について説明</p> <p>(田代会長)</p> <p>それでは、事業番号80「認可保育所の延長保育・一時預かり事業」について、書面回答に対する質問があればお願いする。あるいは、所管課から補足等があればお願いしたい。</p> <p>(堀越委員)</p> <p>ヒアリングの進め方についてであるが、事業によって質問が1つのところと5つあるところがあるので、例えば保育課の事業であれば事業番号80と85を併せて行った方がよいのではないか。</p> <p>(田代会長)</p> <p>関連する内容であればそのような形で質問いただいてもよ</p>
--	--

いかと思う。時間に限りがあり、1事業5分程度を目安としているので、例えば事業番号80の質問がなければ85に、というように臨機応変に進めていければと思う。

#### 事業番号80 「認可保育所の延長保育・一時預かり事業」

(倉岡委員)

事業内容のところで、他の事業では数値目標があるところが多いが、この数値目標が出せない理由、数値がないと評価がしづらい。もし数値目標が出せない理由があれば教えていただきたい。

(保育課)

別の計画ではあるが、のびのび希望プランでは、延長保育、一時保育の数値目標の設定をしており、令和2年度は施設数として、90%以上達成している。

#### 事業番号85 障害児保育の充実 (保育課)

(堀越委員)

医療的ケア児支援法ができ、看護師を置かなければならないということになったが、国などから援助が出て、看護師が確保し易くなったのかということ、看護師の確保が現在難しいのか、また、どのように確保をしようとしているのかを伺いたい。

(保育課)

支援法の成立とは別に、今年度から、国の方で医療的ケアに関する補助制度が一般事業化され、それを活用し、看護師を配置する人件費に充てている。

看護師自体の採用の難しさは、医療的ケアのスキルや経験を持つ方を確保する難しさと、保育所で働くこととなるため、病院での勤務形態とは随分異なるという面で難しいところがあるのかと感じている。

(堀越委員)

自治体によっては、市立病院から看護師を派遣するなど様々な取り組みをしていると思うが、さいたま市ではどうか。

(保育課)

医療的ケア児保育の事業を市として始めているのが今年度からであるため、そういった関係機関との連携構築も今後進めていく段階であり、具体的手法としては、まだ実現できてはいない。

(田代会長)

今の件について、大学で幼児ケアのボランティアなどの取り組みもされていると思うが、そういったものもこの受入れ体制の推進の取組の中に入るのか。

(保育課)

受入れというのが保育所等における医療的ケア児の受入れであり、その受入れ体制の推進を進めているところである。

**事業番号 8 1 病児保育室の拡充 (のびのび安心子育て課)**

(堀越委員)

書面回答に「施設の新規開設時の課題としては経験を有する人材を確保することは困難であった」とあるが、今は順調に確保できていると考えてよいか。

(のびのび安心子育て課)

昨年度、病児保育室を整備した際の看護師の募集時、小児科経験や、実際に病児保育の勤務経験がある方を募集したが、結果的には小児科経験で長くやってこられた方が見つからなかったため、経験を補完する意味で既存の病児保育室と連携し、研修を行った。

また、運営開始後も既存の施設の経験のある看護師や指導医とも連絡を密にとりながら運営をしている。

(南委員)

令和元年度と平成30年度は、9施設と10施設で利用者に対して受け入れ3,000人程度ということだが、令和2年度については施設数は変わらず、希望者は1,308人、受け入れが736人となっている。これは、コロナウイルス等の関係で人数を減らしているということか。

(保育課)

運用・運営については保育課でも関係しているため、保育課から回答させていただく。令和2年度については、新型コロナウイルスの影響で、子どもが病気になると、保護者が会社から出勤を求められず、保育の必要がなくなったことにより、実際の利用者が減っているということが考えられる。

(飯島委員)

受け入れ児童数の2倍、3倍の利用希望児童がいるということだと思うが、これは、例えば定員が2人だが希望者が4人いるということで当日受け入れられないというような解釈でよいのか。また、そういうことであれば、今後希望者をできる限り受け入れられるようどのように改善しようと思っているか伺いたい。

(保育課)

利用希望児童数は受け付けの児童数、受け入れ数が結果として利用された人数ということになり、キャンセルをされた人数がこの差である。実績として定員よりも少ない利用人数ということにはなるが、利用が必要になるご家庭のために、体制としては定員通り確保するよう進めている。

事業番号73 子どもショートステイ事業(子ども家庭総合センター総務課)

(堀越委員)

資料1-2のこの事業の3番目の質問をさせていただいたが、希望に応じられない場合があるのか。また、ショートステイ事業が利用できない場合に、一時保護も使い柔軟に対応されているようだが、訪問型については必要だと考えているか。

(子ども家庭総合センター総務課)

まず、希望に応じられない場合ということろだが、このショートステイ事業自体、乳児院、児童養護施設等、もともと違う目的により運営をしており、その中で空き枠を使って

ショートステイの受け入れをしているため、タイミングによっては空きがなく希望に応じられないという状況が生じてしまう。希望に応じられない場合、保護者の判断にもよるが、一時保護を使っている。

次に、各家庭に訪問して養育を代わりにするという点については、ファミリーサポートなどでどのように療育をしていただけるのかということの相談になってくるため、様々な考え得る事業を案内させていただいている。

#### 事業番号74 小児救急医療体制の充実（地域医療課）

（南委員）

書面回答で「利便性に関する課題は現在のところないと認識しております」とあるが、令和2年度の利用実績7,896件はまずまずといった件数という認識でよろしいか。また、もしこの利用実績で、目標の件数を上回っているのであれば、どのように広報をしてこれだけ多くの方が利用されたのか、さいたま市医療なびを見たら見るができるのか。

（子ども家庭総合センター総務課）

こちらの7,896件という件数は、さいたま市医療なびではなく、さいたま市のホームページ上に掲載している。令和2年度の利用実績と前年度、前々年度等の数値を掲載している。

（南委員）

年度の初めから8,000件弱という目標を設定されたということか。

（地域医療課）

特段、目標値は設定していないが、令和元年度が1万件くらいであり、おそらくその辺の件数で推移していくと思われる。令和2年度については新型コロナウイルスの影響もあり、感染対策をしていただいた関係で疾病などが少なくなったのではないと思われる。

事業番号 33 出産前教室の実施（地域保健支援課）

（堀越委員）

資料 1-2 のこの事業の 4 番目の質問をさせていただいた。参加しない人、参加できない人が問題を抱えていると思っている。妊娠届け出時に、全件面接を目標としているようだが、支援から漏れてしまう人はどのようなタイプか。また、ケースカンファレンスを実施して支援方針を定めて必要な支援をするということだが、どのような方への支援が多いのかを伺いたい。

（地域保健支援課）

どのような方への支援が多いかという、精神疾患を患っている妊婦、初めての出産だが周りに支援をしてくれる人がいなく不安に思っている方、若年妊婦の方が多いように思う。

妊娠届け出時の全件面接を目標としているが、漏れてしまう方に対しては、妊婦健診を受けている医療機関から気になる妊婦に関しては連絡があるため、そこで関わりのきっかけを掴んだり、産後 1 ヶ月に必ず受ける産婦健診の際、お母さんの心の質問ということで、EPDS というもので、「今どういう気持ちですか」とか、「自分を傷つけたくありませんか」など、お母さんの気持ちを細かくアンケートで聞いており、その点数が高い方に関しては、病院から連絡をいただけるようになっており、支援に繋がるきっかけとなっている。

（田代会長）

1 つ目の質問について、両親学級とせずこの名称になっているのは、女性や産婦さんに偏る可能性がないのか、ということから出た質問かと思うが、回答で「パパママ教室」、「プレママ教室」や「各区の実情に応じた名称で実施している」とあるが、各区の実情というのは具体的にどういうことなのかを教えていただきたい。

（地域保健支援課）

例えば、区の名称を盛り込んだような名前での教室を開いたり、両親学級と、母親学級と別々の教室で募集する区

が多いが、参加者が集まりづらいような区に関しては、コース制にして母親学級と両親学級をコースとして併せて募集をしているというに、各区の実情に応じた形で実施している。

(飯島委員)

区などの実情に応じて、色々なタイプの講座を開いているとのことだが、どこの区でも両親学級が必ずあるのか。また、どこの区でも父親がいる場合は父親の参画を極力促している姿勢があるのかを伺いたい。

(地域保健支援課)

10区全てで両親学級と母親学級の両方を実施しており、両親学級に関しては妊婦とその夫もしくはパートナーの方の参加ということで統一をしている。

**事業番号70 育児学級の開催 (地域保健支援課)**

質問なし

**事業番号79 ふれあい親子支援事業 (地域保健支援課)**

(堀越委員)

資料1-2のこの事業の3番目に質問させていただいた。

この事業が、地区担当保健師等の支援者による介入がある方が対象ということなので、対象者となる方はもともと何らかの問題を抱えたり、リスクを抱えていたりということだと思う。その時に、家族全体の支援もここから繋がっていくのか。

(地域保健支援課)

基本的に、個別支援の中では家族全体を見る視点で担当は関わっており、グループに入る前の個別支援の段階で家族全体も支援している。その上で、グループ支援へとつながっている。

(堀越委員)

男性はこうあるべきとか女性がこうあるべきとか、そのような考え方が家族にあった場合、それをどのように解きほぐ

し改善していくのか。

(地域保健支援課)

男性はこうあるべき、女性はこうあるべきという考えに至った背景には、何か幼少期で辛いことがあったり、夫婦関係の中で何か抱えているものがあるというサインかもしれないため、その考えに至った背景やつらさに着目して支援をしている。

(吉田委員)

場合によってはこちらの講座をきっかけに、人権政策・男女共同参画課などの主催の講座へ移ってこられる方がいてもいいように思うが、実際にはどうか。或いは、そのような連携というのは計画しているか。

(地域保健支援課)

必要に応じて情報提供というのはあるかと思うが、講座に関する情報提供等が必要である場合は個別担当者とも連携し、基本的には個別担当者から情報提供をしてもらうようになる。

#### 事業番号 84 放課後児童健全育成事業（青少年育成課）

(倉岡委員)

受け入れ可能児童数が拡大していてクラブが増加しているのは喜ばしいことだが、児童支援員の不足や待遇面で問題があると実感としている。民設と公設とあると思うが、民設の場合にも、さいたま市として何かそういったところの充実のために取り組んでいることはあるか。

(青少年育成課)

放課後児童クラブについては、公設クラブと民設クラブがある。民設クラブについては、さいたま市から事業を委託して行っている。クラブを新設し、受入可能児童数を増やすように市の施策として取り組んでおり、その中で放課後児童支援員の確保は必須である。今後も処遇改善に取り組み、正規の放課後児童支援員の定着、キャリアアップを図り、保育の質

の向上に努めたいと考えている。

事業番号104 さいたま市子ども・若者支援ネットワーク

(青少年育成課)

(堀越委員)

ユースアドバイザーの部分で、スキルアップ研修とブラッシュアップ研修をしており、その中にヤングケアラー支援の事例も含まれているとあるが、4月に子供若者育成支援推進大綱が改正され、困難を抱える子供、若者の中で特に配慮が必要な者としてヤングケアラーが記載された。なので、事例ではなくどのようにサポートするかという視点の研修が必要だと思うがいかがか。

(青少年育成課)

今回の大綱改正前に、ヤングケアラーを含めた様々な困難を抱えた若者が努力して国立大学に合格したということがあり、当事者の方に話を聞く機会を研修に取り入れた。支援を担当している職員向けに当事者の意見を聞く機会の提供は重要だと感じ、今年度改めてそういった当事者の話を聞く機会を設けられればと思っている。

(堀越委員)

当事者の方の話を聞いたのはとてもよかったと思うが、当事者の方は百人百様なのと、自分がどこまで自覚しているかというのもあるので、なぜ支援をするのか、どのようにしたらよいのか、ヤングケアラーはどのような特徴を持っているのかなど、当事者の方の話も聞きながら、そういう全体の支援の話を聞くのが今の段階としてはよいと思う。

(青少年育成課)

ご意見について、ヤングケアラーの支援については、まだ情報不足なところがあるため、今後必要に応じて情報収集したうえで検討していく。

(南委員)

資料1-2のこの事業の質問のうち、1番下のところを質

問させていただきました。書面開催の回数を増やす等の対応をしていきたいと考えると記載があるが、オンライン開催等も検討されているか。

(青少年育成課)

オンライン開催について、別の会議で導入を始めたものもあるが、このネットワークは構成機関に外部の団体もあり、全ての団体にまだオンライン会議の環境が整っておらず、全体として会議をオンラインで開催するには至っていない。また、昨年は関係団体から議題があがらず、感染拡大の状況もあったため、書面開催1回の開催という状況であった。情報提供については書面でもできるため、今年度については、書面で情報発信を各ネットワークの委員の方にしたいと考えている。

(吉田委員)

書面回答に「性別ごとに特化した課題は見当たらない」という記述があるが、実際にそうなのか。支援を必要としている対象が子供や学生かと思われるが、その人が青年になった時に、この人の性別はどののだろうか、或いは自身がその性別ということがどののだろうか、など出てくるはずであるが、何ら触れてないということか。それとも、特化はしていないけれども、そういうことに対する言及というのとは行われているという実態なのか。

(青少年育成課)

このネットワークが、実務者会議の構成員も各所属の課長級の方を対象としており、個別具体的な事案の対応というよりは、関係機関の情報共有などが多く、そういった意味で今までの事案に性別に特化したものが特に見当たらないというような回答をさせていただきました。それぞれの関係機関の中で行っている事案ケース会議等の中ではそういった話も出てくると思うが、このネットワークの構成上、事案についての協議には至っていない。そこがまた課題でもあると思う。

(吉田委員)

今後自己評価をする際、今後の課題のところに入れていただければと思う。

事業番号105 さいたま市子ども・若者自立支援ルーム(青少年育成課)

(堀越委員)

資料1-2-1のこの事業の1番下のところを質問させていただいた。「近年、特に性的被害を受けた方、若い女性等に対しての自立支援が必要とされていると思うがいかがか」という点について、「特別扱いするというよりは、個々の状況に応じた丁寧な支援を引き続き行っていくべき」との回答をいただいた。個々の状況に応じた丁寧な支援は、とても重要だと考えるが、性的被害を受けた人や若い女性など、特に自立支援が必要とされている人に、配慮をするということは、特別扱いとは違う。そのような視点がなかったとすれば、逆に排除されていたということになると思うため、特に支援が必要な状態の人に配慮するのは平等に扱うということに過ぎない。この回答にある「特別扱い」というのはどのような意味なのか伺いたい。

(青少年育成課)

ヤングケアラーや性的被害を受けた方などそういった方を含めて、困難を抱える若者それぞれの状況に応じた支援を個々の面談を通して行っているという意味で記載させていただいた。なお、若者自立支援ルームのスタッフにLGBTやジェンダーの専門の方もおり、性被害を受けた方のネットワークとも連携をしている。若者自立支援ルームでは、そういったところに繋ぎ、必要な情報を提供し、どのような形で支援をしていけばよいかということでも連携し、支援を行っている。

(飯島委員)

「男女の観点というより個々の課題に応じた内容のプログラムに参加できるようにしている」と回答にあるが、男女の社会的な状況に格差があるための異なったニーズや課題があ

り、それに対応した支援が必要とは考えていないのか。また、「男女それぞれに人気のあるプログラムに違いもある」とあるが、どのような違いがあるのか。

(青少年育成課)

男女の社会的状況の格差について、利用者の実情としては、男性の方が多い状況である。この要因について支援にあたるスタッフに聞くと、男性では、社会に出てほしいという親からの圧力などで引きこもりになってしまったという方が多く、一方で、女性は家庭に入る方もいたり、そういったところの違いで相対的に男性が多くなっているのではないかとのことであった。回答には、男女の観点も含めた利用者個々の状況に合わせた支援プログラムを作成し、支援をしているという趣旨でこのように記載させていただいた。

プログラムにおいて男性女性でどういったものが人気かという点については、運動系のプログラムは男性に人気があるとか、ゲームをやるプログラムは男女問わず人気があるとか、女性には資格の取得や手芸系の手作業のプログラムが人気である、などの傾向がある。男女の社会的な状況の格差の課題を踏まえた支援ももちろん大事であると認識しており、本事業は、そういったことも含め、個々の状況に応じた支援をしている。

(田代会長)

女性が利用しやすい環境を整えるということについて、回答の中に、「面談室、個室を複数設置し、配慮している」とあるが、これは男性には不要と考えているのか。

(青少年育成課)

本事業の利用者には、人との関わりが難しく、他人と同じ空間にいるのが難しい方もいる。家から出て、一歩踏み出すというところも一つの支援の過程になるので、個室を少し増やしている。そういった面が男性についてはないのかと言われると、必ずしもそうではなく、特に女性の方がそういう傾向にあり、広く、支援方法の改善ということで、このように回答させていただいた。

事業番号71 ファミリー・サポート・センターの充実（子育て支援政策課）

（荒井委員）

提供会員の確保の難しさについて、子供を預かるということでハードルが高いというようなことを回答いただいているが、1人で預かっているときに何かあった場合、例えば連絡を取って対応ができるような、そのような制度があるのか。それから、ファミリー・サポート・センターの場合、ボランティア的にサービスを提供するというので、基本料金が800円程度になっているかと思うが、現在埼玉県 lowest賃金が928円である。基本料金の見直しというのは必要とされていないか。また、融通を利かせて預けて色々サポートしてくれるということでは、ひとり親家庭の方の利用率も高いという気がするが、ひとり親家庭の方の利用状況などがわかれば教えていただきたい。

（子育て支援政策課）

まず1点目の事故等何かあった場合の連絡体制について、ファミリー・サポート・センターの事務所にアドバイザーがおり、何か事故等があった場合には必ずアドバイザーの方に連絡を入れるようになっている。そこからの指示によって、どう対応すればよいかを指示させていただいている。実際に大きな事故というのは今までは起こっていないが、転んでしまったとか、そのような怪我というのは、こちらの方にも情報が入っている。

2点目の謝礼金についてであるが、現在、通常の間帯は1時間あたり700円、早朝や夜の時間帯、日曜日、祝日等については、1時間あたり800円の謝礼金を支払っている。先ほど、最低賃金が900円を超えているような状況というお話があったが、こちらは労働に対する賃金というよりも、お礼という形で支払うというような意味合いになっており、埼玉県内でも、近隣市町村ではやはり同じ料金設定になっている。ファミリー・サポート・センターができた当初から金額は変わっていないところもあるため、最低賃金等も含めて今後見直していく必要があると思っているが、今の段階では具体的に見直すというところは考えてはいない。

3つ目のひとり親家庭の利用状況について、数字として何割ぐらいがひとり親家庭の方という数字は持っていないが、現状ひとり親家庭の方については、利用された場合に、児童扶養手当等を受けている所得世帯の方については、月額、利用の半額、上限2万円の助成の制度があり、そちらの方にも登録をいただいて利用していただいている方がいる。

**事業番号72 子育てヘルパー派遣事業(子育て支援政策課)**

(堀越委員)

派遣事業者の確保が難しいという点について、「訪問介護事業所で子育てヘルパーを行う事業所が少ない」と回答をいただいているが、それがなぜ少ないのかということをお聞きしたい。また、ヤングケアラーの多くは兄弟が兄弟を育てているというようなことがあって、親が困っているだけではなく、子供が困っているということもあると思う。「そのような家庭に対して、保健センターからの依頼によって派遣をしている」と回答をいただいているが、なぜ保健センターから依頼がないと駄目なのかということや、子供の支援として広げるということの可能性はあるのかを伺いたい。

(子育て支援政策課)

1点目の事業者が少ない理由について、まず、子育てヘルパーの派遣事業だけで事業が成り立つかということ、おそらく難しいと考えている。実際に今、委託事業として実施しているが、訪問介護の合間の時間などで、子育てヘルパーもお手伝いできますよ、という介護事業者をお願いしているところである。介護事業全体としてヘルパー不足という現状がある中、本業の介護ヘルパーの方でも余裕がないというところが多く、子育てヘルパーも担います、という返事をいただけるところが少ないというのが現状である。こちらの事業は、利用者に1時間当たり1,000円の料金をいただいているが、別途委託事業として、1,800円を委託料として事業者を支払いをしており、実際にヘルパー1時間当たり約3,000円という料金がかかる。料金的に高く委託料を払えば、ヘルパーを雇える可能性はあるが、予算の関係もあり、なかなか難しいところである。民間のヘルパーもたくさん事業者が

あるが、現状、大体1時間当たり3,000円から4,000円程度を利用者が支払っているようである。

もう1点のヤングケアラーの部分であるが、まず、こちらの子育てヘルパー派遣事業というのが、体調不良などで昼間家事や育児の手伝いをしてくれる方がいない世帯にヘルパーを派遣しているが、その他に虐待予防のためにヘルパーの派遣が必要だという場合にも派遣をしている。そういった家庭については、保健センターや区の支援課の方で関わりがある場合があり、この家庭については支援が必要だという依頼があった場合に、こちらの方からヘルパーを派遣している。先ほどお話があった、子供自身がヘルパーを必要と感じている場合については、現状こちらの事業の中では要件に入っていないが、おそらくそういったご家庭は保護者の方が病気などでお子さんの面倒まで見られないという状況があり、なかなか保護者の方ご本人からこちらへ支援して欲しいというのを申し出るのが難しいのかなと思っている。ただそういったところに関しては、実際に今必要なケースについては、保健センター等で把握をしており、こちらの方に依頼が入っているため、現状支援に繋がっていると思っている。ヤングケアラーについては今後市としても力を入れていく部分だと思っているため、そのあたりも拡充について検討する必要があるというふうに思っている。

(堀越委員)

ヤングケアラーのところで、現状これは保護者が申請しないと派遣がないという制度だということはわかるが、ヤングケアラーからすると、子供自身が親に自分がヤングケアラーだということをわかってもらいたい、という意見も多い。それから、保健センターへの連絡は、恐らく要保護児童対策地域協議会の関係になると思うので、そうすると虐待という結果が出た後になってしまう。それを予防するということから考えると、今までの延長線上で考えるのは無理があるかと思うので、ヤングケアラー支援とは何なのかというところから、もう一度発想していただいた方がよいかという気がした。

(子育て支援政策課)

ヤングケアラーに関して、実際にお子さんが困っていて、親にまずわかって欲しいというのは確かにそうだと思うのだが、子育てヘルパー派遣事業だけで解決できる問題でもなく、市全体で取り組んでいく問題であると認識している。今年度以降、そういったプロジェクトチーム等も立ち上げていく方向になっていくと思うため、そういった中で、いろいろな検討を積み重ねていきたいと思っている。

事業番号 76 子育て情報の提供 (子育て支援政策課)

(南委員)

冊子、ホームページ、ウェブ等の作成に当事者の意見を反映する工夫、また評価はどのようにしているかについて、「アンケートは実施していないが冊子は関係機関に照会を行った上で作成している」と回答いただいているが、照会の内容を具体的に伺いたい。

(子育て支援政策課)

冊子を更新する際に、子育て応援ブックの方に載っている全ての関係事業所、庁内の関係各課の方に修正箇所等はあるか、という照会をしている。また庁外についても、情報を載せているところについては、全て照会をしている。利用者の方からご意見等が各所管の方に届いていれば、それを踏まえた意見を照会の回答としていただいているため、利用者の意見も反映されといているという認識でいる。

(堀越委員)

関係機関に照会する際、例えば、「男性女性両方の意見を反映させてください」など、意識して訊くことが必要なのかと思う。

(子育て支援政策課)

当事者の意見の取り入れ方について、いただいたご意見を今後参考とさせていただきます。

事業番号77 子育て支援ネットワークの充実（子育て支援政策課）

（飯島委員）

この会議は、コロナ禍で、最近のものは資料提供のみになったようだが、対面で行うときは、大体何人ぐらいが集まる規模のものなのか。それから、今後の課題のところ各区でネットワーク会議が開催されるように体制づくりを進めるとあるが、各区でネットワーク会議を作って、各区でネットワーク会議が機能し、その上で年1回、市全体のネットワーク会議を開くということが目的なのか、欠けている区があっても年1回ネットワーク会議を開催することに意味があるのか、どちらが望ましい目標なのか。

（子育て支援政策課）

実際に会議を開く場合に開催通知としては庁内含め34ヶ所に通知を出しており、そこから担当者レベルでお集まりいただいている。

本来であれば各区にネットワークが設置されていて、地区の問題については地区で色々と情報交換や共有をしていただき、それを市全体のネットワーク会議の中で実際に区ごとのどのような工夫をしているかという横の繋がりができていくのが理想的だとは思いますが、こちらにも書かせていただいたように、区レベルでは子育て支援ネットワークという会議以外にも、要保護児童の対策地域協議会といったような、同じようなメンバーを対象とした会議というのがあり、区ごとの横の繋がりが実際にはできているところである。市全体で実施する意義については、例えば、メンバーの中に保育園協会や幼稚園協会、子育て支援センターなどが含まれているのだが、類似の年齢層を対象とした事業を実施しているところが一同に会していろいろな情報を共有し、市全体としていろいろなことを実施しているというのも知っていただくことも一つの意義ではないかと思っている。また、会議の中で、顔見知りになり、情報共有、事業連携など繋がりができているというふうに思っている。

事業番号102 ひとり親家庭の生活安定と自立支援（子育て支援政策課）

（荒井委員）

平日開催とするメリットの部分について、ひとり親の方が保育園などにも比較的預けやすい平日に開催することで参加をしやすいということであるが、仕事を休む方が大変というようなイメージがある。そのようなニーズがあるのか。例えば休日に開催して、保育サービスをつけるとか、そのようなことができないものなのか。

（子育て支援政策課）

アンケートに合わせた形で増やしたという経緯がある。託児も現在実施している。今後も、ニーズの調査を適切に行い、ニーズに合わせた形で事業の実施をしていきたいと考えている。

（田代会長）

資料1-2の事業内容に「就業・自立を促進するため」とあるが、基本的には働いていない方が利用するという事なのか。

（子育て支援政策課）

資格等を取得していただいて、就業につなげたいというのが事業のねらいである。

（田代会長）

先ほどの回答を踏まえると、当然託児も準備しており、子供連れでも対応可能ということか。

（子育て支援政策課）

そのとおりである。感染症対策で、人数は1回の開催あたり15人とさせていただき、そのかわり2回開催、託児は1回につき2名まで受け付けるような形で事業を考えている。

<p>3 議題</p> <p>(1) 協議事項</p> <p>②今後の外部評価の進め方について</p>	<p>(田代会長)</p> <p>次に、議題(2)「今後の外部評価の進め方について」事務局より説明をお願いします。</p> <p>(事務局)</p> <p>「今後の外部評価の進め方について」説明</p> <p>(田代会長)</p> <p>今の説明について、質問等はあるか。</p> <p>(宮嶋委員)</p> <p>外部評価の対象事業は105番までであるが、様式2の事業番号が85番までとなっているので、確認いただきたい。</p> <p>(事務局)</p> <p>後日、委員の皆様に対象事業が全て記載されたデータを送付する。</p> <p>(田代会長)</p> <p>他に質問等はあるか。</p> <p>(田代会長)</p> <p>ないようなので、以上で、本日の議題等はすべて終了となる。進行を事務局にお返しする。</p> <p>(事務局)</p> <p>本日は、現委員の皆様の新任期における最後の協議会となる。委員を代表して市民公募委員を二期お努めいただいた宇田委員、宮嶋委員より、ご挨拶をお願いしたい。</p> <p>(宇田委員、宮嶋委員あいさつ)</p> <p>(事務局)</p> <p>本日は欠席されているが、同じく市民公募委員を二期お努めいただいた鈴木委員よりお言葉を頂戴しているので、</p>
---	--

<p>(3) 閉会</p>	<p>代読させていただく。 (鈴木委員からのお言葉を代読)</p> <p>続いて、人権政策・男女共同参画課 新藤課長よりごあいさつを申し上げます。 (新藤課長あいさつ)</p> <p>本日は長時間にわたり、感謝する。 これをもって、協議会を閉会する。</p>
---------------	---